

「喫煙対策実施施設登録制度」

募集しています！禁煙・分煙の飲食店

杉並区では、健康増進法に基づき、受動喫煙を避ける環境づくりを進めています。あなたのお店も登録しませんか？

登録していただくと

- 👑 広報、区公式ホームページにお店のなまえ、住所を掲載します！
- 👑 登録区分に応じて応援プレートを配布します。応援プレートを表示して禁煙等をPRできます。

全面禁煙



ご協力をお願いします
たばこ対策実施施設・杉並区

応援プレート（参考180×125mm）

登録の要件

- 1 全面禁煙：終日店舗が禁煙であること。店内に灰皿等が置いてないこと。
- 2 時間禁煙：1日のうち、1時間以上全面禁煙の時間帯を設けていること。禁煙の時間帯は店内に灰皿等が置いていないこと。
- 3 完全分煙：屋外に直接排気する装置をもつ独立した喫煙室を設置し、非喫煙場所から喫煙室に向けて逆流しない一定の空気の流れが、0.2m/秒あること。喫煙室以外に灰皿を置いていないこと。



受動喫煙とは！

たばこのフィルターを通った煙を**主流煙**（喫煙者が吸い口から吸い込む煙）、たばこの火のついた部分から直接空気中に出る煙を**副流煙**といいます。

副流煙には、主流煙よりも高い濃度で多くの有害物質が含まれています。

副流煙を喫煙者の周りにいる非喫煙者が、自分の意思ではなく、吸ってしまうことを**受動喫煙**といいます。

《申込み・問合せ先》

杉並保健所健康推進課

杉並区荻窪5-20-1

電話：3391-1015

FAX：3391-1927

荻窪保健センター ☎3391-0015

高井戸保健センター ☎3334-4304

高円寺保健センター ☎3311-0116

上井草保健センター ☎3394-1212

和泉保健センター ☎3313-9331

